

第 3 3 号議案

豊川市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

豊川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

- (1) 豊川市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 8 号）第 5 条
- (2) 豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）第 7 条
- (3) 豊川市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年豊川市条例第 3 3 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。